



郷温泉あったか山



※ 1 美郷町宿泊交流施設(旧仙南東小学校)の供用開始後は、福祉避難所の機能を美郷中学校セミナーハウスから美郷町宿泊交流施設に移転します。

避難所を確認しましょう

町では、災害が発生した際に避難するための施設を「避難所」として指定しています。いざというときに慌てないように、避難所までのルートや途中にある危険箇所などを事前に確認しておきましょう。

気象状況等により、町から「避難準備の準備」の呼び掛けや「避難勧告」、「避難指示」が出される場合もあります

台風や大雨は、風水害のみならず土砂災害の発生の危険性もある恐ろしい災害です。大雨警報などの気象情報により災害の発生が懸念される場合には、町から「避難準備」の呼び掛け、「避難勧告」や「避難指示」が発令される場合があります。

避難準備は、避難に時間を要する高齢者や乳幼児等の避難を考慮し、時間的な余裕を持って発令されるものです。避難勧告は、地域住民の自主的な避難を促すもので、避難指示は勧告より拘束力が強く、緊急の避難を要するときに発令されます。

発令は、気象条件や対象地域の状況等を考慮し行われます。発令があった場合は、自分や家族の身を守るためにも、速やかに避難されるようお願いします。

■避難指示等の発令基準

種別	基準
避難準備	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報が発表され、事前に避難準備することが適当であると判断されるとき 2 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備することが適当であると判断されるとき
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき 2 土砂災害警戒情報、大雨特別警報が発表されたとき
避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき

美郷町内避難所マップ

一次避難所: 1 ~ 3

震度4以上または広域（全町）停電が発生した場合に開設します。

福祉避難所: ▲

高齢者、障がい者、妊産婦等の要援護者を対象とする避難所です。震度4以上または広域（全町）停電が発生した場合に開設します。（※1）

二次避難所: ① ~ ⑳

一次避難所開設後、被害状況を鑑み開設します。

